【参考資料１】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 12 月 19 日
第 7 回条例検討会資料

■ 新潟交通の取り組みについて（H25.11.21 発言主旨）

○　現状、新潟交通本体（旧新潟市を中心に運行）が保有している車イス対応のバスは、ノンステップ・ワンステップバスを含めて全車両の約２／３程度（高速バス除く）。

グループの新潟交通観光バス（Ｒ８：南区、旧Ｒ４９：秋葉区・阿賀野市、旧Ｒ７：新発田市を始発し中心部に乗り入れ）を含めると、4 割程度に低下する。

○　乗車時の運転士対応については、「手押しタイプ」は介助するが「電動タイプ」は自走で乗車いただいくことが基本。

○　乗車をお断わりするケースは、

①すでに乗車されているお客様が多く、車イスを乗せるスペースが確保できない場合。

②車イス車両の固定を拒否される場合。（走行中、やむを得ないブレーキ等で車イスが移動し、本人や他の乗客がけがをする恐れがあるため。）

③道路幅が狭く、対向車線をまたいで車イス乗車対応をしなければならない場合。

④スロープ板の設置ができない場合。（縁石による影響、歩道部が車道部より低いなど）

○　上記②については、広く周知を行いたいが、障がい者団体が複数（又はいずれにも属さない方がいる）あるなどの理由により不徹底。（行政も把握しきれていない？）

○　上記③④については、今後、乗車不可バス停として当社ＨＰにおいて告知していきたい。（道路管理者へ情報提供を行うなど、対応を協議中）

○　『シニアカー』については、大型ノンステップバス（小型ノンステップは不可）でスロープ板を歩道にかけられる（傾斜が１０°未満になる）場合のみ乗車を認めている。

・分類上は「ハンドル型電動車イス」となっているが、収容スペースに正着できない。

⇒通常の電動車イスより小回りが利かない（又は運転技術不足）ので、定位置に格納できない（＝固定できない）。

ワンステップバスでは１両分のスペースしかなく車内の通路をふさいでしまう。

・ワンステップバスでは、歩道があってもスロープ板の傾斜がメーカー基準（実用登坂力：１０°）をクリアできない。

・一部のバス事業者で、ノンステップバスに限り認めている事例あり。

・かつて、シニアカーの対応について行政（市・運輸当局）に相談したが、明確な回答が得られなかった（「最終的には事業者で判断してください」とのこと）

○　障がい者団体の方に、車イス乗車体験会などを実施している。

・今年度は、６月に「視覚障がい者のための生活訓練」講座を総合福祉会館で開催。（ＩＣカードによる乗車体験と利用方法の説明、意見交換会など）

・先述の通り、団体が複数あるため周知が徹底されているとは言い難い。

⇒これまでに体験会などを実施したことのある団体に限られてしまう。

○　運転士の教育に「高齢者体験」「車イス乗車訓練」等を導入している。

・新人運転士の初期教育時に「高齢者キット」を装着させた乗車体験

・営業所毎に（手押し）車イスを借用し、乗車・車両固定訓練

・定期研修等における指導教育

新潟交通㈱　乗合バス部　運転保安課　和田